

Harmony通信

vol.211
2022.09

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



白りんどう :花鳥様

■令和6年4月から相続登記制度が変わります

近年、不動産(土地・建物)をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされないケースが数多く存在し、「所有者不明土地問題」として、社会問題になっています。

所有者が亡くなったのに相続登記がされない、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業や取引を進められないといった問題が起きています。この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が令和3年4月に成立し、相続登記が義務化されました。

【相続登記申請義務/令和6年4月施行】

① 基本的なルール

相続(遺言も含)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

※①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

【相続人申告登記について/令和6年4月施行】

不動産を所有している方が亡くなった場合、その相続人の間で遺産分割の話合いがまとまるまでは、全ての相続人が法律で決められた持分(法定相続分)の割合で不動産を共有した状態になります。この共有状態を反映した相続登記を申請しようとする場合、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定しなければならないため、全ての相続人を把握するための資料(戸籍謄本など)の収集が必要となります。そこで新しく「相続人申告登記」が設けられました。

- ① 登記簿上の所有者について相続が開始したこと
 - ② 自らがその相続人であると登記官に申し出ること
- で、相続登記の申請義務を履行することができます。この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分の割合までは登記されない(※)、全ての相続人を把握するための資料は必要ありません(※自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出すれば可)。

詳しくは法務省民事局ホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/content/001372210.pdf> リーフレット

<https://www.youtube.com/watch?v=il6UGPPxBtw> 説明動画

編集後記：9月はジャズフェスははじめ仙台市内では音楽や飲食イベントの開催が予定されています。コロナ禍で当初は不要不急と言われ、中止となった数々のイベント。人数制限など形を変え、継続される様子にホッと安堵します。今年の秋も始まりましたね。

TOPICS

■令和4年10月1日より宮城県の最低賃金は時間額883円(30円上昇)に改定

この最低賃金は、宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは同封のリーフレットをご覧ください。

■10月から雇用調整助成金・小学校休業等対応助成金の特例措置を段階縮小へ

政府は、10月からの雇用調整助成金の支給上限額を下記の通り変更すると発表しました。

| | | 令和4年 7～9月 | 令和4年 10～11月 |
|----------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 中小 企業 | 原則的な特例措置 | 4/5(9/10) 9,000円 | 4/5(9/10) 8,355円 |
| | 地域特例 業況特例 | 4/5(10/10) 15,000円 | 4/5(10/10) 12,000円 |

11月末までの延長を予定しており、12月以降の支給要件については感染状況等を踏まえて検討する、とのこと。また、小学校休業対応等助成金も11月迄延長を発表し、雇用調整助成金同様に助成金の支給上限額を12,000円・8,355円へ引き下げられます。

■令和4年10月1日から施行される育児休業給付制度の改正について

雇用保険の被保険者の方が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、産後パパ育児(出生時育児休業・2回まで分割取得できます)を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。また、原則1歳未満の子を養育するために育児休業(2回まで分割取得できます)を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

※令和4年10月1日以降に開始する育児休業が対象1歳に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施が当面行われないなどの事情がある場合、1歳6か月または2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の対象となります。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

・令和4年10月1日施行版育児休業給付の内容と施行手続

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000986158.pdf>

・1歳以降の延長について柔軟に育児休業を開始できるようになります

<https://www.mhlw.go.jp/content/000984576.pdf>

Harmony通信 2022.09

#発行：2022年9月10日

#編集・構成：合同会社Melody



合同会社Harmony

Harmony 社会保険労務士法人

Harmony 司法書士行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

URL : <https://melody-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

